

第90号議案

住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

令和7年9月3日提出

新宮町長 桐島光昭

理 由

別図の区域内において街区方式による住居表示をするため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものである。

